

栃木県宿泊施設環境整備促進事業について

1 概要

国が実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」のうち「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」に対して、上乗せ補助を行う。

2 制度内容

(1) 観光庁：宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（以下、「国事業」という。）

① 公募期間

令和3年7月30日（金）～9月10日（金）まで（観光庁必着）

※申請は随時審査を行い、効果が特に高いと認められるものから事業計画を認定する。

② 補助対象事業及び補助率

基本的なインバウンド受入環境の整備 1/3 補助（上限 150 万円）

※無料公衆無線 LAN 環境整備、洋式トイレの整備、HP の多言語化、タブレット端末・クレジットカード等決済端末の整備、非接触型体温計導入 等

③ 補助対象事業者（イメージは別紙のとおり）

(ア) 宿泊事業者等団体：複数の宿泊事業者（5 者以上）により構成された協議会（団体）

構成員宿泊事業者：宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者

※5 者以上による協議会が申請可能。協議会は既存・新設いずれも可能。

(イ) 特定宿泊事業者：DMO 又は地方公共団体と連携してインバウンドに取り組んでいる宿泊事業者

※1 者で申請が可能。

(2) 県：宿泊施設環境整備促進事業費（以下、「県事業」という。）

① 公募期間（予定）

令和3年11月30日（火）まで

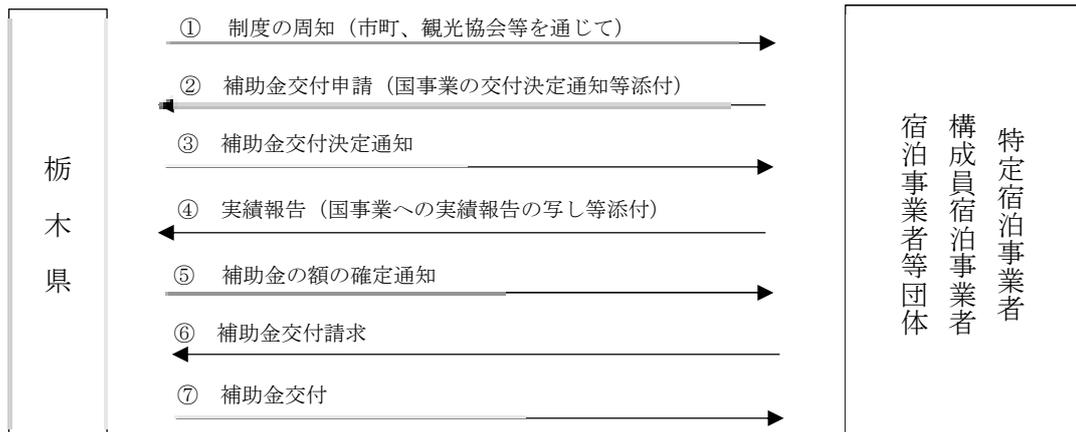
※要綱作成次第公募開始する。

② 補助対象事業及び補助率

国事業において認定された事業 1/3 補助（上限 150 万円）

※対象事業者は国事業に準ずる

③ 事業のスキーム



④ 想定スケジュール

内容（国事業）		内容（県事業）	
① 応募（計画認定申請） 【事業者 → 観光庁】	R3/7/30～9/10	① 制度の周知 【県 → 事業者】	
② 計画の審査・認定 【観光庁+有識者】	到着分から随時審査→計画認定		
③ 計画認定通知 【観光庁 → 事業者】	①の申請書の受領から1ヶ月程度		
④ 補助金交付申請 【事業者 → 観光庁】	③の通知日から1週間以内に提出		
⑤ 補助金交付決定通知 【観光庁 → 事業者】	交付申請があり次第、随時審査→交付決定通知	② 補助金交付申請 【事業者 → 県】 （国の補助金交付決定通知書等を添付）	R3/11/30 まで
		③ 補助金交付決定通知 【県 → 事業者】	審査後速やかに通知
⑥ 補助対象事業の実施 【補助対象事業者】	交付決定（通知）日以降、補助対象事業の工事発注等が可能 <u>R4/2/28 までに</u> 事業完了（実績報告提出まで）		
⑦ 事業完了実績報告 【事業者 → 観光庁】	補助対象事業完了後 30 日以内（遅くても <u>R4/2/28 まで</u> ）		
⑧ 補助金の額の確定通知 【観光庁 → 事業者】	事業完了実績の報告があり次第、随時審査→補助金の額確定通知	④ 実績報告 【事業者 → 県】 （国事業への実績報告、補助金の額確定通知書の写し添付）	R4/3/31 まで
		⑤ 補助金の額の確定通知 【県 → 事業者】	審査後速やかに通知
⑨ 補助金支払請求 【事業者 → 観光庁】	補助金の額の確定通知があり次第、速やかに提出	⑥ 補助金交付請求 【事業者 → 県】	R4/4/15 まで
⑩ 補助金交付 【観光庁 → 事業者】	補助金の支払請求があり次第、随時支払い（遅くても <u>R4/4/30 まで</u> ）	⑦ 補助金交付 【県 → 事業者】	R4/4/28 まで